

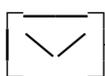
国外財産調書は罰則規定が設けられています。
具体的には、この調書を提出しなかった又は
虚偽記載があった場合には、
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金です。

さらに、国外財産から生じた所得等の申告漏れや
無申告が発覚した場合の罰金が加重されてしまいます。

この改正は、平成26年1月1日以後提出すべき
国外財産調書について適用されることになるため、
平成25年末の国外財産の価額合計が
提出有無の判定材料となります。
今後はその年分の所得金額だけではなく、
国外財産の保有状況によって提出する書類が
あることを認識する必要があります。

ご質問等不明な点がございましたら、
お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹



≡ ■ 温故知新なく九 段的ヒトコト >

小利を見れば、即ち大事ならず

-中国の古典・論語より

目先の利益を追うあまりに、
もっと大きな利益を失うことはままあることです。
目の前にあるものも大切ですが、
大局観を持って挑まなければ
気付くともっと大切なものを失っているということに
なりかねません。

感情的になっていないか、
大きな目標から逸脱していないか、
冷静に見極めたいものです。

メールマガジン編集担当 新井 良平



≡ ■ 中期経営計画セミナー開催中です！

只今、九段会計事務所では
中期(5ヵ年)経営計画立案セミナーを開催中です！
九段会計事務所の所員小林・新井が社長様に
丸一日密着し、御社の中期経営計画書の策定をお手伝いします！

●経営計画を立てる事により、
企業の進むべき道筋が明確になり、
社員の方々全員とビジョンを共有でき、
全社員一丸となって目標に向かって進む事が出来ます！

「今まで中々、経営計画までは手が回ってないな・・・」
「経営計画を立てようとは思っているけど・・・」
とお考えになられている経営者様は各担当者もしくは
担当小林まで是非ご連絡をいただければと思います！

経営計画担当 小林・新井



≡ ■ 編集後記

最近、人は合理的に動くわけではないということ
身をもって体験しました。
私は、どちらかというと合理的に行動をするタイプのようなので、
自分ではそれが当たり前だと思っていたのですが、
自分の当たり前は、他人にとって当たり前ではありません。
頭ではわかっていたのですが、
なかなか気づかないものですね。

私は、合理的であれば、机やパソコンなどは共有でもかまわないし、
むしろその方がコストダウンになっていいと思っていました。
しかし、

自分の机やパソコンが無い
＝自分の特定の場所がない
＝自分はいてもいなくても一緒

とってしまう人もいます。

言われてみると、ランチタイムなどとても混んでいる飲食店では
相席がよくあります。
そのお店に行く人の目的が、

「その食事をしたい」

ということだけであれば問題はありますが、

「ゆっくり連れの人とお話ししながらおいしいものを食べたい」

ということだと、
相席は居心地がいいものではないので
別の店に行くことになると思います。

限られたスペースを考えると、相席は合理的です。
しかし、後者の方をターゲットにするお店だと、
合理的だからといってお店の都合を押し付けると
結果としてお客様が来なくなってしまい、
経営が成り立ちません。

それぞれ考え方があるので、
どちらがいいとか悪いとかいう話ではなく
自分と自分以外の方は考え方が違う、
ということをしっかり認識しなければ
知らずにストレスを与えてしまうと思いました。

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！
フォロワー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook始めました！
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！
現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。
その中でお客様を紹介するページを設けました。
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、
是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も
対象に送りしております。
配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。
info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆
★☆☆☆☆☆☆☆☆密・着・革・命！☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074
東京都千代田区九段南4-3-1
滝ビル3F
TEL 03-3222-5271
FAX 03-3222-5270
URL <http://www.kudan-tax.jp/>
mail info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆